

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人

北秋田市社会福祉協議会

令和4年度

社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会事業計画書

基本計画

少子高齢化が進むなか、当地域でも潜在している社会的孤立、ひきこもり、8050問題の増加をはじめ、貧困や格差の拡大、支援が必要な高齢者のひとり暮らしや在宅生活における認知症高齢者の増加も大きな地域課題になっています。こうした課題の背景には、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容等があると指摘されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は2年を経過し、感染抑制の取り組みによる社会生活の制限や経済の低迷により生活課題はより深刻に、かつ、多様な課題となって顕在化しております。

この厳しい状況をどう乗り越え、地域の安全と安心を取り戻しながら「ともに生きる豊かな地域社会」を実現していくか、福祉関係者による実効性のある取り組みが強く求められています。

社会福祉協議会は、縦割り福祉の谷間になっている課題、複合的な課題、あたらしく発生してきた課題、潜在化している課題などを取り上げていくといった、福祉ニーズを的確に把握していく役割も持ちます。当会ではそうした課題をワンストップで対応できる体制構築を目指してきました。高齢者相談、障がい相談をはじめ生活困窮者自立支援法に基づいた「北秋田くらし相談センター」や無料法律相談も相談支援体制の基盤強化として展開してきました。

さらに、これまで北部圏域と南部圏域で担ってきた地域包括支援センター業務は、中部圏域も加え、市全域で展開することとなりました。高齢者の総合相談や地域の支援体制づくり、介護予防などの必要な援助を行いながら、保健医療の向上と福祉の増進を図り、地域包括ケアの実現に向けて中核的な役割を果たしていきます。また、当地域の権利擁護支援体制の構築を図るため「きたあきた権利あんしんセンター」を開設し、法人後見事業にも着手しました。今後は実践を重ね地域資源としての価値を高めていきます。

団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けて、北秋田市の推計では、65歳以上の高齢者と15歳～64歳が逆転し、高齢者の5人に1人が認知症になると推計されています。また、要介護認定者数は今後も横ばいの見込みですが、一方で施設志向による在宅サービス需要の低下、サービス事業者の撤退や縮小、福祉人材不足など介護保険事業の経営は年々厳しさを増しています。福祉サービスの質および量と地域ニーズとの

バランスを見極めながら、地域住民が必要としているサービスや支援を受けながら生き生きと暮らし続けることができるよう、適格な経営判断に基づく事業展開と不断の改革に努めていきます。今年度も引き続き職員の意識改革と経営基盤を強化し、事業、組織体制、財政面を検証し、必要な改善策を講じます。また、ICTの促進や介護ロボット導入の検討も行い業務の効率化・生産性の向上、経営の効率化を推進します。

複雑化・多様化する福祉ニーズ、高齢者や障がい者の地域生活の維持、生活困窮者世帯への支援など、誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現に向けて、地域福祉に関わる地域組織、市民活動グループ、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関をはじめ、福祉の枠を超えて民間企業とも連携しながら地域福祉の醸成を図っていきます。

今年度の重点目標

- ① 住民参加・協働による地域福祉事業の推進
- ② 地域における支え合いの仕組みの構築
- ③ 地域に根ざした総合相談・援助体制の確立
- ④ 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間評価と見直し
- ⑤ 社協会員の加入促進
- ⑥ 生活困窮者への相談支援の強化
- ⑦ 介護保険事業の経営改善
- ⑧ 法人全体のIT化の促進と介護ロボット導入の検討
- ⑨ 組織体制の見直し
- ⑩ 総合的な権利擁護体制の構築

活動方針

1、会務の運営

- ① 定款に基づき、適正な法人運営を図るため、理事会、監査会、評議員会を開催します。特に理事会については法人の執行機関としての機能を強化します。また、正副会長会議、総務委員会、企画委員会、地域のニーズに対応した事業の推進や各種規

程の見直しについて取り組みます。

- ② 先駆的な事業を実践している社会福祉協議会の視察や他の法人の運営する施設の現状や経営について学び、今後の取り組みに生かすため役職員研修を計画します。
- ③ 内部監査として役員監事3名により、半期毎に財務と業務の監査を実施し、定期的に公認会計士による指導を受け、経理の透明性の確保と専門的観点から財務状況の分析を行い、明晰な会計処理を行います。

また、今後予定されている会計監査人の設置準備を進めます。

■ 正副会長会議	随時
■ 理事会	年 5回
■ 評議員会	年 3回
■ 監査会	年 2回
■ 総務委員会	随時
■ 企画委員会	随時
■ 評議員選任解任委員会	年 1回
■ 役職員研修	年 1回

- ④ 委託先の社会保険労務士と連携し、職員の労務管理を徹底するとともに、各種関係法令に基づき就業規則等の改正に迅速に取り組みます。
- ⑤ 現場第一主義に基づいた業務改善による経費の縮減を図り、継続的に事業評価やコスト把握の上にたった財政計画を策定します。
- ⑥ 公費財源や自主財源の確保など安定的な経営に努めます。
- ⑦ 昨年度に引き続きITの活用を加速させ、それに伴い業務の整理や見直しを進め業務改善を図ります。

- タブレットなどスマートデバイスの拡充
- 給与明細のWeb配信
- リモートワークの検証
- ホームページの一新
- 文書ファイルの電子化

- ⑧ 職員の負担軽減や業務の効率化に向けて介護ロボットの導入について検証します。
- ⑨ 感染予防としてパソコン等を活用したリモート会議を実施します。

■ 法人経営会議	月 1回
■ 運営会議（本所、各センター、施設）	月 1回
■ 苦情解決会議（本所、各センター、施設）	月 1回

- 安全衛生委員会（本所、ケアタウン、つむぎの彩） 月 1回
- 感染症対策委員会（本所、各センター、施設） 月 1回
- 虐待防止委員会（本所、各センター、施設） 随時
- 身体拘束等適正化委員会（本所、各センター、施設） 年 4回
- 交通安全委員会 年 6回

- ⑩ 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和3年度～令和7年度）の中間評価を行い適宜、計画の見直しを行います。行政とタイアップしながら地域福祉の推進に向けて進むべき方向と具体的な取り組みを整理してより実践的な取り組みへとつなげます。
- ⑪ IT化と並行して事務職員の業務改善を推進し、組織体制の見直しを図ります。

2、総合企画・啓発活動

- ① 新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら「第18回北秋田市社会福祉大会」を開催し、広い分野から多くの住民に参加いただき、住民の福祉意識の醸成を図ります。
- ② SNSを促進し随時情報の発信を行うとともに、本会の事業、地域の福祉活動、在宅福祉サービス、介護サービス、無料法律相談に関する情報を提供するため社協だよりを年4回発行します。
- ③ ホームページを一新し、情報提供機能強化に努めます。また、更新を随時実施して最新の情報提供を行います。
- ④ 社協会員の加入について、住民の皆さんに社協の会員制度について理解いただくように努め積極的な加入促進を図ります。
- ⑤ 災害復旧や認知症高齢者、社会的孤立等の地域課題は当会だけでなく行政や社会福祉法人との協働活動が不可欠です。地域共生社会の実現に向けて、当会がプラットフォームとしての価値を高めながら他の社会福祉法人と連携・協働し社会資源のネットワーク化を図り公益的な実践活動を推進していきます。

3、福祉を支える人づくり

- ① 住民のニーズに対応し、問題の解決を図るためには、福祉関係機関、団体とネット

ワークを形成するとともに、小地域ネットワーク活動を支える近隣協力員の育成を図ります。

- ② 住民の多様な相談にきめ細かにトータルで対応できる体制をつくるためには、職員の専門性の確保とレベルアップが求められます。住民の複雑化・多様化した相談に適切に対応できるよう計画的に職員研修を実施するとともに資格取得を奨励します。職員研修として新人職員を対象とした「新任職員研修」や、管理職を対象とした「リーダー研修」を実施するなど次の世代を担う人材育成に努めます。
- ③ 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムとして社協独自の「介護職員初任者研修」を実施します。また、長期休みを利用した高校生対象の初任者研修を北秋田市から受託し、介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保できるよう努めます。
- ④ 福祉教育として、将来を担う子供たちを対象として、地域のさまざまな事柄やさまざまな人とのふれあい、体験を重ねることで思いやりの心を育むことを目的に『福祉体験学習』『ボランティアスクール』を開催します。また、高校生を対象とした『インターンシップ』（就学体験学習）を受け入れるとともに、秋田県並びに教育機関とタイアップして福祉ガイダンスを行い福祉のやりがいや魅力を発信します。
- ⑤ 福祉関連の国家資格取得に必要な実習の援助機関として大学や専門学校から実習生を受け入れます。また、介護人材を確保するため、介護従事者新規就労支援事業を実施し、講習会や実務訓練を通じて介護未経験者の新規就労を支援します。
- ⑥ 地域のボランティア活動を推進するため、ボランティアグループ及び個人、連絡協議会の活動を支援します。ボランティア活動に関する情報・資料の提供の他、連絡・調整など個々の活動の強化とネットワークづくりに取り組みます。そのためにも、「ボランティアセンター」の機能・役割を強化します。また、多くの住民が福祉活動の担い手として活躍できるよう『ボランティア養成講座』を開催します。
- ⑦ 市内の児童・生徒の福祉に対する理解と関心を深め、やさしさや思いやりの心の醸成を図ることを目的に「福祉教育応援事業」を実施します。
- ⑧ 外国人人材確保に向けて、多様性を尊重し、ともに働く職員として育成・定着できるよう関係機関と協議しながら条件整備に努めます。

4、健康と生きがい、仲間づくり活動の推進

- ① 地域における介護予防の取組や住民主体の通いの場の充実等を図るため、各種健康

講座や体操などを取り入れた『介護予防教室』を地域に出向いて開催し、住民一人一人の主体的な介護予防活動を支援します。また、地域の実態やニーズ調査から支援が必要な高齢者を早期に発見し介護予防活動へつなげます。

- ② 高齢者を介護している家族等の心身の負担軽減を図るため、介護に関する知識や技術の講習会を開催するとともに、心身のリフレッシュ及び介護者相互の交流を推進するための家族介護支援事業を行います。
- ③ 認知症カフェを開催し認知症の方やその家族、地域住民が気軽に集いつながれる場所を提供し様々な情報を提供します。また、住民の認知症に対する正しい知識と理解を深めるため「認知症サポーター養成講座」を開催します。

5、地域福祉活動の推進

- ① 北秋田市からの「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」を受託し相談支援活動を実施します。更なる支援強化を図るために、社会的孤立の防止と地域の生活課題の発見や日常生活圏域での生活支援の取り組みとして、地域住民・民生委員・児童委員・商工会・企業・社会福祉法人等と連携を強化し、地域ニーズに応じて新たな社会福祉活動の拡大に努めます。また、ひき続き、社会的な自立を目指す「若者の居場所づくり」やフードバンクによる一時的な食料支援も継続し困窮世帯の自立支援を行います。
- ② これまでの地域とのネットワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。
- ③ 全市を対象とした全職員による『全戸訪問活動』を実施していましたが、昨年度より新型コロナウイルス感染予防を講じた訪問活動に見直しました。閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の深刻さ等が増しているなか、訪問活動を通じて得た情報をネットワーク構築につなげ、地域で見守る環境を整えます。
- ④ 障がいのある方が地域で安心して生活を送るためには、一人ひとりの障がいに適した支援のネットワーク、見守り体制の構築が必要です。関係機関と連携しながら、さまざまな機会を通じて啓発を図っていきます。また、特定・障がい児・一般相談支援事業所の機能を強化します。
- ⑤ 災害ボランティア団体事前登録制度を充実させるため、市内の法人、団体、企業と

のネットワークを広げ、顔の見える関係づくりを図りながら定期的な災害研修をはじめ、被災地への災害ボランティア派遣を通じて、地域防災力の強化を推進します。

- ⑥ 「北秋田市災害ボランティアリーダー制度」は、実際の災害復旧現場でリーダー格になる人材を育成する事業です。可能な限り生活圏の中で復旧支援が展開できるように登録者を増やし、スキルアップを図りながら災害に強いまちづくりに寄与します。
- ⑦ 会費や寄付金を財源として助成する「地域福祉活動支援事業」及び共同募金を財源とする「地域福祉活動スタート支援事業」の活用を促進します。地域の課題解決に向けて、地域住民をはじめ、自治会・町内会が主体となって取り組む福祉活動への支援を強化します。
- ⑧ 民生委員・児童委員、消防本部と連携しながら、一人暮らし高齢者世帯等の自宅を訪問し、火災警報器の設置や避難経路の確認を行う『火の元点検事業』を実施します。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響で、経済問題で悩んでいる方も増加しているため、低所得者層等を対象とした『たすけあい資金貸付事業』の情報提供を行い、周知を図ります。併せて定期的な訪問により、世帯状況の把握に努めます。県社協からの委託事業である『生活福祉資金貸付事業』についても市町村社協の役割が重要になっており、必要に応じて貸付資金紹介や他制度へのつなぎなどの相談支援を強化します。また、相談者が気軽に相談できる雰囲気づくりを行うとともに、たらい回しにならないよう関係機関と連携しながらワンストップサービスをめざします。

■ たすけあい資金運営委員会 随 時

- ⑩ 市からの委託事業である『福祉の雪事業』『外出支援サービス』『食の自立支援事業』『家族介護用品支給事業』『緊急通報システム事業』等の在宅福祉サービスを継続します。
- ⑪ 日常生活で直面する法律的諸問題の相談に、専門的立場にある弁護士が相談を受け持つ、無料法律相談を継続して開催します。
- ⑫ 「きたあきた権利あんしんセンター」では権利擁護相談窓口としての機能のほか、権利擁護全般の広報・啓発活動を展開するとともに、これまでの「日常生活自立支援事業」に加え法人後見事業を担っていきます。福祉専門職並びに関係機関と連携しながら地域の総合的な権利擁護体制を構築していきます。
- ⑬ 終活セミナーを開催し、専門家を招いて、後期高齢者の終末期の課題を一緒に整理しながら、一人ひとりが自分らしい生き方を考え、地域のつながりを再認識する機会を設定します。

- ⑭ 当地域でも認知症の方が増加している状況から、医療と介護の密接な連携のもとに適切なサービスを提供できるよう努めます。本人及び家族を支援するためには、地域住民の認知症に対する正しい理解と支援ネットワークの構築も不可欠です。そのため、『認知症ケア講座』を開催するとともに、「認知症介護指導者」の資格を取得した職員を地域に派遣し、啓蒙活動を通じて認知症になっても住みやすい地域づくりを推進します。
- ⑮ 認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、温かく見守る仕組み作りとして各関係機関、地域住民の協力のもと「認知症高齢者等見守りネット事業」（一人ひとりが見守り隊）を実施しています。随時、ADLを確認しながら登録状況の整備に努めるとともに、引き続き周知活動を展開します。
- ⑯ 「北秋田市地域包括支援センター」は、これまでの北部圏域・南部圏域に加え中部圏域も受託し、市全域で展開していきます。生活支援が必要な高齢者がサービスを切れ目なく受けることができるように、また、身体機能・認知機能の低下の予防、介護リスク軽減に向けた地域活動を行えるよう支援しながら、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ります。

6、介護保険事業の円滑な推進

- ① 居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問看護事業、通所介護事業、訪問入浴介護事業、短期入所生活介護事業、福祉用具貸与事業、認知症対応型共同生活介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、通所リハビリテーション事業、特定福祉用具販売事業、特定施設入居者生活介護事業の介護保険事業については引き続き地域福祉事業との融合により、地域とのつながりを生かして、高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、質の高い介護サービスを提供します。また安定した介護保険事業を継続するために、経営改善に取り組みます。
- ② 要介護者の意思決定を尊重するとともに、法令を遵守し、要介護者が適切なサービスを使いながら自立した生活を送れるよう、忠実に職務を遂行します。
- ③ 職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。介護職員の処遇改善についても賃金の改善及び非正規職員から正規職員への登用や、無期雇用転換制度を実施します。また、介護職員処遇改善加算や特定処遇改善加算などを活

用して介護職員の処遇改善に努めます。

- ④ 介護サービスは利用者の方が安心して、自分が望む自立した生活を継続するための支援です。それを実現するためには、職員の意識、技術、対応能力などのレベルアップが求められます。めざす理念を共有し、最新の介護情報・スキルをフィードバックするとともに、スーパービジョン機能を高めながら、常に職員教育の徹底を図ります。
- ⑤ 職員の資格取得についても積極的に推奨し、レベルアップを促します。
- ⑥ 今後を見据えて、多数の事業所間で効果的な人事交流を行い、各人が培ってきた能力やネットワークを活用し、住民との更なる信頼関係の構築に繋げていきます。
- ⑦ 介護施設が地域の拠点になるよう、パブリックスペースの有効活用、AED の設置、災害時の共用など持てる機能を高めながら住民に還元できるよう努め、開かれた施設づくりを推進します。
- ⑧ 在宅でも安心して安全な生活が送れるよう常に利用者の立場にたった相談援助、情報提供、介護サービスの提供に努めます。
- ⑨ 全事業所において、真摯に苦情解決に取り組み改善に努めるとともに第三者委員制度を活用し、利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護と事業所への信頼確保を図ります。

■ 苦情解決第三者委員研修会

年 1 回

- ⑩ 職員のリスクに対する意識を高め、リスクマネジメントの徹底を図ります。苦情とヒヤリハットは小さな事柄でも常に報告し、苦情解決委員会で分析の上、再発防止に努めます。
- ⑪ 感染対策チームを中心に感染者発生時の迅速な初動態勢の確立、まん延防止に資する的確な情報収集、職員や地域住民への情報提供等を行い、ご利用者をはじめ職員、地域の感染予防に努めます。
- ⑫ 社会福祉施設などで腰痛発生件数が近年増加していることから、当法人でも、積極的に腰痛予防対策に努めます。
- ⑬ 職員の感染症予防として、インフルエンザの予防接種を実施し、利用者及び職員の健康管理に努めます。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大防止に向けて法人全体で取り組みます。職員や利用者のマスク着用や手洗いの徹底、手指消毒、施設内の消毒など施設の衛生管理を徹底します。また、在宅系の利用者には自宅での検温など健康観察に協力いただくとともに、職員には法人独自の行動指針に従い、感染対策の徹底を促

します。

- ⑮ 施設の老朽化に伴い計画的な修繕や備品の更新を進めます。そのためにも、毎年基金への計画的な繰り入れを実施します。

7、指定管理施設の適切な運営

指定管理施設については、市の条例及び関係法令等に基づき、公平で透明性のある運営を行い、市が求める指定管理業務を確実に実施します。施設の有効活用、サービスの拡大及び充実、地域の連帯意識の高揚を図るとともに効率的運営かつ管理運営費の削減に努めます。

〔施設名〕

- 北秋田市地域福祉センター
- サテライトステーションつづれこ
- 北秋田市阿仁養護老人ホーム「もろび苑」
- 北秋田市森吉生活支援ハウス
- 老人憩いの家「ことぶき荘」
- サポートハウスたかのす
- 補助器具センターたかのす

8、児童福祉の推進

- ① 市からの委託事業として、児童館の運営に取り組み、明るく楽しく遊べる場の提供と地域における子育て支援の拠点として児童館機能の充実を図ります。地域住民との交流も積極的に推進します。
- ② 市からの委託事業として、子育てサポートハウス「わんぱあく」の経営に取り組み、就学前、小学校低学年の児童の一時預かりや病後児の保育サービス、子育ての悩み等に関する各種相談など子育て支援事業を推進します。
- ③ 市からの委託事業として、学童保育事業の運営に取り組み、施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。
- ④ 昨今、社会問題になっている児童虐待についても地域福祉推進の立場から共通の認識を持ち、虐待の早期発見や対応について学び、子供を守る取り組みを推進します。

令和4年度 年間事業計画

月	会議名	事業名	職員関係	備考
4	上旬	市共募運営委員会	新任職員研修	
	中旬			
	下旬	正副会長会・理事会 市共募監査会	法律相談会	
5	上旬			
	中旬	監査会 評議員選任解任委員会		
	下旬	正副会長会・理事会 市共募審査委員会		
6	上旬			
	中旬	評議員会		
	下旬	理事会	法律相談会	
7	上旬			
	中旬	市共募審査委員会	たすけあい資金運営委員会	指導の従事者研修
	下旬		地元高校生を対象とした介護職員 初任者研修（～9月中旬）	
8	上旬		ボランティアスクール	
	中旬			
	下旬		法律相談会	指導の従事者研修
9	上旬		全戸訪問活動	
	中旬	市共募運営委員会	終活セミナー	
	下旬	市共募推進会議（募金活動協力依頼）		管理者研修
10	上旬		赤い羽根共同募金運動展開 介護職員初任者研修（～3月末）	
	中旬		役員・評議員研修	
	下旬		法律相談会 秋田県社会福祉大会（10月27日）	OJTリーダー研修
11	上旬			
	中旬		第18回社会福祉大会（11月11日）	管理者研修
	下旬	監事会（上半期監査）		
12	上旬	企画委員会	共同募金公開プレゼン説明会	中堅研修
	中旬	正副会長会・理事会		内部登用試験
	下旬	評議員会	法律相談会	
1	上旬		火の元点検事業（1月～2月）	
	中旬			
	下旬			
2	上旬	市共募審査委員会		
	中旬			
	下旬		法律相談会 地域福祉活動支援事業説明会	
3	上旬		ボランティア養成講座	
	中旬	正副会長会・理事会		
	下旬	評議員会		